

注意事項			公印使用承認印	施行日等			
起案日	令和 1年 9月25日						
供覧日							
文書番号	31県総号外						
決裁種別	紙						
施行方法	その他 (wcb)		施行文書確認済 <input type="checkbox"/>	システム入力済 <input type="checkbox"/>			
備考			起案者氏名	[Redacted]			
			課 (地方機関)	県民総務課			
			グループ (課)				
題名	「あいちトリエンナーレのあり方検証委員会設置要綱」の改正について						文書種別
							伺い
課長	[Redacted]						
	[Redacted]						
保存期間	1年	標準ファイル名	各種会議				
伺い文	このことについて、別紙新旧対照表のとおり一部改正してよろしいか。						

新	旧
<p>あいちトリエンナーレのあり方検討委員会設置要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 あいちトリエンナーレについて、県及び実行委員会等の関係団体における企画、準備、実行の体制、公金を使った芸術作品の展示、芸術活動への支援、開催時の危機管理体制、対外コミュニケーション等のあり方を、客観的・専門的見地から総合的に検証するとともに、今後の類似イベントの充実・改善に向けた意見を聴取する等のため、あいちトリエンナーレのあり方検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を置く。</p> <p>2 検討委員会は、あいちトリエンナーレ及び今後の類似イベントの開催に関する改善策等を取りまとめ、その結果を知事に提言する。</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 検討委員会は、別表に掲げる委員により構成する。</p> <p>(座長)</p> <p>第3条 検討委員会に座長及び副座長を置く。</p> <p>2 座長は検討委員会を統括し、検討委員会の会議の進行管理にあたる。</p> <p>3 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(委員の権利義務)</p> <p>第4条 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職又は特別職の地方公務員には当たらず、第三者的立場から自由に意見を述べることとする。</p> <p>2 委員は、この会議に関する活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>(会議の公開等)</p> <p>第5条 検討委員会は、座長が招集する。</p> <p>2 検討委員会の会議は原則として公開する。ただし、座長が必要と認めた場合はこの限りでない。</p> <p>3 会議の傍聴方法等については、別途定める要綱による。</p> <p>4 会議録及び会議資料は、5年間保存するものとする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第6条 検討委員会の庶務を処理するために事務局を置き、愛知県県民文化局県民生活部県民総務課及び同局文化芸術課が共管してこれに当たる。</p> <p>2 事務局には事務局長を置き、県民文化局文化部長をこれに充てる。</p>	<p>あいちトリエンナーレのあり方検証委員会設置要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 あいちトリエンナーレについて、県及び実行委員会等の関係団体における企画、準備、実行の体制、公金を使った芸術作品の展示、芸術活動への支援、開催時の危機管理体制、対外コミュニケーション等のあり方を、客観的・専門的見地から総合的に検証するとともに、今後の類似イベントの充実・改善に向けた意見を聴取する等のため、あいちトリエンナーレのあり方検証委員会（以下、「検証委員会」という。）を置く。</p> <p>2 検証委員会は、あいちトリエンナーレ及び今後の類似イベントの開催に関する改善策等を取りまとめ、その結果を知事に提言する。</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 検証委員会は、別表に掲げる委員により構成する。</p> <p>(座長)</p> <p>第3条 検証委員会に座長及び副座長を置く。</p> <p>2 座長は検証委員会を統括し、検証委員会の会議の進行管理にあたる。</p> <p>3 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(委員の権利義務)</p> <p>第4条 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職又は特別職の地方公務員には当たらず、第三者的立場から自由に意見を述べることとする。</p> <p>2 委員は、この会議に関する活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>(会議の公開等)</p> <p>第5条 検証委員会は、座長が招集する。</p> <p>2 検証委員会の会議は原則として公開する。</p> <p>3 会議の傍聴方法等については、別途定める要綱による。</p> <p>4 会議録及び会議資料は、5年間保存するものとする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第6条 検証委員会の庶務を処理するために事務局を置き、愛知県県民文化局県民生活部県民総務課及び同局文化芸術課が共管してこれに当たる。</p> <p>2 事務局には事務局長を置き、県民文化局文化部長をこれに充てる。</p>

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、益型委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、2019年8月9日から施行する。

附則

この要綱は、2019年9月26日から施行する。

別表

あいちトリエンナーレのあり方検討委員会委員

(五十音順、敬称略)

氏名	所属・職
岩淵 潤子	美術館運営・管理研究者、 青山学院大学客員教授
上山 信一 (副議長)	慶應義塾大学総合政策学部教授
太下 義之	文化政策研究者、 独立行政法人国立美術館理事
金井 直	信州大学人文学部教授
曾我部 真裕	京都大学大学院法学研究科教授
山梨 俊夫 (議長)	独立行政法人国立美術館 国立国際美術館館長

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、益型委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、2019年8月9日から施行する。

別表

あいちトリエンナーレのあり方検証委員会委員

(五十音順、敬称略)

氏名	所属・職
岩淵 潤子	美術館運営・管理研究者、 青山学院大学客員教授
上山 信一 (副議長)	慶應義塾大学総合政策学部教授
太下 義之	文化政策研究者、 独立行政法人国立美術館理事
金井 直	信州大学人文学部教授
曾我部 真裕	京都大学大学院法学研究科教授
山梨 俊夫 (議長)	独立行政法人国立美術館 国立国際美術館館長

## あいちトリエンナーレのあり方検討委員会設置要綱

### (目的)

第1条 あいちトリエンナーレについて、県及び実行委員会等の関係団体における企画、準備、実行の体制、公金を使った芸術作品の展示、芸術活動への支援、開催時の危機管理体制、対外コミュニケーション等のあり方を、客観的・専門的見地から総合的に検証するとともに、今後の類似イベントの充実・改善に向けた意見を聴取する等のため、あいちトリエンナーレのあり方検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を置く。

2 検討委員会は、あいちトリエンナーレ及び今後の類似イベントの開催に関する改善策等を取りまとめ、その結果を知事に提言する。

### (構成)

第2条 検討委員会は、別表に掲げる委員により構成する。

### (座長)

第3条 検討委員会に座長及び副座長を置く。

2 座長は検討委員会を統括し、検討委員会の会議の進行管理にあたる。

3 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (委員の権利義務)

第4条 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職又は特別職の地方公務員には当たらず、第三者的立場から自由に意見を述べることとする。

2 委員は、この会議に関する活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (会議の公開等)

第5条 検討委員会は、座長が招集する。

2 検討委員会の会議は原則として公開する。ただし、座長が必要と認めた場合はこの限りでない。

3 会議の傍聴方法等については、別途定める要領による。

4 会議録及び会議資料は、5年間保存するものとする。

### (事務局)

第6条 検討委員会の庶務を処理するために事務局を置き、愛知県県民文化局県民生活部県民総務課及び同局文化部文化芸術課が共管してこれに当たる。

2 事務局には事務局長を置き、県民文化局文化部長をこれに充てる。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

### 附則

この要綱は、2019年8月9日から施行する。

### 附則

この要綱は、2019年9月26日から施行する。

## あいちトリエンナーレのあり方検討委員会委員

(五十音順、敬称略)

氏名	所属・職
岩渕 潤子	美術館運営・管理研究者、 青山学院大学客員教授
上山 信一 (副座長)	慶應義塾大学総合政策学部教授
太下 義之	文化政策研究者、 独立行政法人国立美術館理事
金井 直	信州大学人文学部教授
曾我部 真裕	京都大学大学院法学研究科教授
山梨 俊夫 (座長)	独立行政法人国立美術館 国立国際美術館長